

「今後の帰宅困難者対策に関する検討会議」報告書【概要】

1 これまでの取組

- 首都直下地震帰宅困難者対策等協議会の設置（平成23年9月）
 - 首都直下地震発生時の従業員等の事業所内での待機（一斉帰宅の抑制）や3日分の備蓄の推進、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保などを盛り込んだ最終報告を取りまとめ
- 東京都帰宅困難者対策条例（平成24年3月制定、平成25年4月施行）
 - 都民、事業者、行政が取り組むべき基本的な責務を明記

2 東京都における帰宅困難者対策の現状

(1) 普及啓発

- 一斉帰宅の抑制、事業所における従業員向け備蓄の促進、安否確認の連絡手段等について、様々な機会を捉えて普及啓発を実施
 - ・都民の帰宅困難者対策条例の認知度は46.2%であり、**若年層（20代及び30代）の認知度がやや低い**
 - ・事業者の帰宅困難者対策条例の認知度は64.4%であり、**従業員規模が小さいほど認知度が低い**
 - ・従業員向けに水・食料を3日以上備蓄している事業者は50.1%であり、**従業員規模が小さいほど備蓄が進んでいない**

(2) 一時滞在施設

- 都立施設を一時滞在施設として指定するとともに、国や区市町村、民間施設の協力を得ながら、確保を推進
 - ・平成29年7月時点の確保数は、施設数で918施設、受入人数で約32.8万人

(3) 災害時帰宅支援ステーション

- 都立学校を災害時帰宅支援ステーションとして指定しているほか、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア等の民間施設と協定を締結
 - ・平成29年2月時点で10,851箇所を確保

(4) 帰宅困難者対策訓練

- 駅、商業施設、公共施設などと連携し、区市町村と合同で訓練を実施

「今後の帰宅困難者対策に関する検討会議」報告書【概要】

3 今後の取組の方向性

- ・大規模災害発生時には、救命救助活動が最優先となり多数の帰宅困難者への対応は「公助」だけでは限界があることから、都はこれまで、自助・共助の取組を支援しつつ帰宅困難者対策を推進してきた
- ・東日本大震災の際には、被災者同士が助け合う例が多く見られ、多くの人が「助け合い」の重要性を再認識したが、震災から7年近くが経過し、当時の記憶が薄れつつある

帰宅困難者対策の取組を
3つの基本的な考え方のもとで推進

(1) 基本的な考え方

- 東日本大震災の記憶の風化防止に努めるとともに、「助け合い」の意識を広く社会全体に根付かせるための取組を進めていく
- 一時滞在施設の確保を基本としつつ、帰宅困難者や事業者による「助け合い」を後押しする取組を通じて、その安全を図っていく
- 高齢者や障害者などの要配慮者が、発災時にそれぞれの退避先で安心して滞在できる環境整備を進めていく

(2) 今後の取組の推進に向けた課題

【機運醸成や普及啓発に向けた取組】

- 誰もが帰宅困難者になりうることから、「助け合い」の重要性や必要性を、より多くの人々に効果的にPRしていく必要
- 若年層に対しては、動画やスマートフォンのアプリなどにより、楽しみながら防災知識を獲得できるような工夫を検討していく必要
- 一時滞在施設のバリアフリー対応状況などについて、情報提供を進めていく必要
- 一時滞在施設に退避後、すぐに必要となるベビーフード等の備蓄を一時滞在施設に促す方策が必要
- 日本語を十分に理解できない外国人に対しては、「やさしい日本語・英語」を活用するなど、災害情報をよりの確に伝達することが重要
- 中小企業に対しては、帰宅困難者対策に取り組むことが、事業者にとってメリットとなる仕組みの導入を検討していく必要

【帰宅困難者を受け入れる施設の拡大】

- 大規模な施設を保有している事業者等に協力要請を行うなど、戦略的な一時滞在施設確保の取組を進める必要
- 日頃から、帰宅困難者の積極的な受け入れを広く呼びかけ、発災時に帰宅困難者が滞在できる施設を増やす必要